

重 要

2019 年度

返 還 の て び き

—2019 年 9 月から 2020 年 8 月給付終了者用—

本冊子は返還完了まで大切に保管し，利用してください。

独立行政法人

日本学生支援機構

目 次

返還のてびきダイジェスト	1
I 返還が必要と決まったときにやらなければならないこと（手続き）	
1. 返還誓約書の記入と提出	3
2. 口座振替（リレー口座）加入手続き	6
II 奨学金の返還	
1. 定額返還方式による返還	8
2. 所得連動返還方式による返還	9
III 返還中の各種届出	
1. 住所・電話番号等の変更	13
2. 振替用口座（リレー口座）の変更	13
IV 在学している場合	
1. 入学した場合	14
2. 留年により卒業期が延期された場合	15
3. 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなる場合	15
V 返還が困難になった場合（救済制度）	
1. 減額返還	16
2. 返還期限猶予	17
VI 返還の免除	
1. 死亡による免除	19
2. 精神または身体の障害による免除	19
VII 返還が滞った場合	
1. 督促	20
2. 法的処理	20
VIII その他	
1. 繰上返還	21
2. 返還金の充当順位	21
3. 振替案内	21
4. 返還完了のお知らせ	21
5. 外国に在留している期間の返還	22
○ 各種願・届・文書の提出先	23
○ 用語集	24

返還のてびき ダイジェスト

返還が必要と決まったときにやらなければならないこと（3 頁～7 頁参照）

（1）返還誓約書の記入と提出

学校から配付される「返還誓約書」に必要事項を漏れなく記入押印のうえ、必要書類を添えて学校に提出してください。

（2）口座振替加入の手続き

奨学金の返還は、口座からの振替（引き落とし）により行います。返還のてびきとあわせて配付される「口座振替（リレー口座）加入申込書」をもって、金融機関の窓口で口座振替の手続きを行い「口座振替（リレー口座）加入申込書」の「預・貯金者控」のコピーを学校に提出してください。

いつから返還が始まるの？（8 頁～12 頁参照）

給付終了後に本機構から返還開始の通知が発送されます。

その通知発送月の翌月から数えて 7 か月目の月（4 月に通知発送した場合は 11 月）から返還が開始します。

毎月 27 日に引落としとなります。

口座未加入の場合も同様に毎月 27 日が払込期限となります。

返還方式って選べるの？（8 頁～12 頁参照）

返還誓約書提出の際に「定額返還方式」か「所得連動返還方式」のどちらかを選択してください。

（1）定額返還方式（8 頁参照）

- 返還総額に応じて返還月額が決まる返還方式

（2）所得連動返還方式（9 頁～12 頁参照）

- 前年の課税対象所得に応じて返還月額が決まる返還方式
- 返還 1 年目は定額返還方式の返還月額の半額、または申請により 2,000 円
- 返還月額の最低金額は 2,000 円

※所得連動返還方式は、個人番号（マイナンバー）の提出が必要となります。

住所・電話番号等が変更になったときは？（13 頁参照）

住所・電話番号等が変更になった場合は、**必ず本機構に届出してください。**

返還が難しくなったときは？（16 頁～18 頁参照）

奨学生本人が、経済困難、失業、傷病、災害などの事情により返還が困難になった場合

（１）減額返還（「所得連動返還方式」を選択した方は申請できません。）

「返還誓約書」等で約束した返還月額での返還は困難であるが、減額すれば返還できる場合、
1 回あたりの返還月額を 1/2 もしくは 1/3 に減額して返還できます。減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還します。適用期間は最長 15 年（180 か月）です。

（２）返還期限猶予

一定期間返還を先に延ばす場合に願い出る制度です。当該事由が継続している間は期間の制限なく返還期限猶予の願出が可能です。

返還を延滞したときは？（20 頁参照）

（１）返還の督促

延滞すると、請求・督促を行います。

（２）法的処理

延滞が解消されない場合、**返還残額の一括返還を請求すると共に、支払督促を申し立てる等、法的手続きをとることがあります。**

I

返還が必要と決まったときに やらなければならないこと(手続き)

- 返還誓約書の記入と提出
- 口座振替加入の手続き

1. 返還誓約書の記入と提出

「返還誓約書」は、返還する金額と今後の返還方法を確認する重要な書類です。必要事項を漏れなく記入押印のうえ、必要書類を添えて必ず提出してください。また、返還誓約書【本人控用】を、この返還のてびきと一緒に、返還が完了するまで大切に保管してください。

なお、「返還誓約書」の提出がないと、減額返還や返還期限猶予等の手続きができなくなることがありますので、必ず提出してください。

返還誓約書の記入について

4 頁～5 頁の記入例を参照のうえ、必要事項を記入欄に記入してください。

なお、返還誓約書の印字欄が印字されていない場合は、学校もしくは奨学金相談センターに相談してください。

返還誓約書の提出について

返還誓約書は、次の書類を必ず添付して学校もしくは本機構が指示する期限までに提出してください。

【必要書類】

- ・市区町村で発行された奨学生本人の住民票（3 か月以内の発行日のもの、コピー不可、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

返還誓約書記入例

●記入には、黒か青のボールペンを使用してください。字が消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。

●氏名と印は・・・

①親権者（または未成年後見人）には必ずその人の承諾を受け、それぞれの人に署名、朱肉で押印してもらってください。

②署名においては正式名（本名、住民票と同じ氏名）を使用してください。

③印鑑は各自のものを使用し朱肉で鮮明に押印してください。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。

④同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。

●記入事項を訂正するときは・・・

誤った部分を二本線で消して、各自の印（押印に使用した印）を押し、必ず各欄内に正しい事項を記入してください。署名の一部分だけの訂正や一度署名した上からの「なぞり書き」での訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は使用しないでください。また、各欄内での訂正が難しい場合は、学校の窓口もしくは奨学金相談センターに申し出てください（欄外訂正不可）。

給付された奨学金のうち、返還を要する金額の合計です。「返還の方法」の総支払額と同じ金額が印字されているかご確認ください。

在学、住所を確認のうえ、署名してください。
住所等に誤りがある場合は、二本線で修正して押印してください。

返還を要する奨学金の交付期間と金額です。
休・停止期間は除いてあります。

返還開始の日、毎月の返還額が記載されています。

希望する返還方式のチェックボックス「☐」に（✓）をしてください。
返還方式の詳細は、8～12頁を参照してください。

返 還 誓 約 書

印鑑税法
第5条に
よって印
鑑は必要
ありません

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構法及びその関係諸規程にもとづき返還の義務が生じたため（裏面項番1参照）、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）から交付された奨学金を下記のとおり返還いたします。

つきましては、機構の業務方法書及び給付奨学規程その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「給付奨学生のしおり」及び裏面に記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。また、機構から個人番号の提出を求められた場合には個人番号を提出し、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。

令和 1 年 5 月 1 日

返還を要する金額

¥ 4 8 0 0 0 0

奨学生番号	519-04-000000		□ 4 001	
在学	日本学生支援大学			
住所	〒162-8045 東京都新宿区市谷本村町 10-7			
電話番号	03-0000-0000	携帯電話番号	080-0000-9999	
氏名	(奨学 太郎)		フリガナ	タロウ ケイタロウ
署名				
印				
返還を要する奨学金の交付を受けた期間	2019年 4月～2020年 3月	交付を受けた月数	12月	交付を受けた総額(※返還額計)
	年 月 年 月	月 月 月 月	円 円	円 円
	年 月 年 月	月 月 月 月	円 円	円 円
	年 月 年 月	月 月 月 月	円 円	円 円
返還の期日	毎月27日	返還回数	120回	初回割賦金
月賦返還	総支払額		4000円	割賦金
			円	円
			円	円
			円	円
返還の方法	返還開始年月日	2020年11月27日		
	返還いづれかの返還方式を	☐ 所得連動返還方式	☐ 定額返還方式	
	方式選択して☑をしてください。			

※返還の方法は、「月賦返還」とします。

※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（ともに返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

●親権者は、民法に定められた親権者のことです。

給付誓約書提出時に記載されていた親権者が印字されています。住所等に変更がある場合は、修正がある部分を二本線で消して、各自の印（押印に使用した印）を押し、必ず各欄内に正しい事項を記入してください。

親権者に返還内容を確認してもらったうえで、署名押印をしてもらってください。

※本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機種の指定欄を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。

親権者 (1)	住所 〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1	
	電話番号 03-1111-1111 携帯電話番号 090-0000-0000	印
	氏名 (英学 一郎) フリガナ ショウカ ケイロウ	
	署名	
	続柄 父 ** 年 ** 月 ** 日生	
親権者 (2)	住所 〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1	
	電話番号 03-1111-1111 携帯電話番号 090-0000-8888	印
	氏名 (英学 花子) フリガナ ショウカ ケハコ	
	署名	
	続柄 母 ** 年 ** 月 ** 日生	
勤務先 本人の	フリガナ	
	勤務先名	
	電話番号	

添付書類
奨学生本人の「住民票」（市区町村発行、個人番号の記載のないもの、コピー不可）
「口座振替（リレー口座）加入申込書」（預・貯金者控）のコピー

返還誓約書作成時点で、勤務先が決定している人、現に就職している人は記入してください。未定の人は空欄にしておき、後日、勤務先が決定したら本機構に届け出てください。

2. 口座振替（リレー口座）加入手続き

奨学金の返還は、口座振替（引落とし）により行います。所定の「口座振替（リレー口座）加入申込書」で手続きすることで返還を迅速・確実に行うことができます。**必ず全員が加入しなければなりません。**なお、在学中に奨学金が振り込まれた口座を振替用口座として利用する場合でも加入手続きが必要です。

（１） 加入手続きおよび「預・貯金者控」のコピーの提出

「返還誓約書」の交付後、金融機関の窓口へ「口座振替（リレー口座）加入申込書」を提出して加入手続きを行い、金融機関から受け取った「**預・貯金者控**」のコピーを学校が指示する期日までに学校に提出してください。

【注意】

- a 金融機関から、「口座振替（リレー口座）加入申込書」3枚目（様式3の「**預・貯金者控**」）のみを受け取ってください。その際に、「**取扱店の受付印**」が押されていることを確認してください。
- b 「口座振替（リレー口座）加入申込書」には、今回給付終了し返還が必要となった奨学生番号を記入してください。給付終了と同時に貸与終了した貸与奨学金がある場合には、第二種奨学金の奨学生番号を記入してください。第二種奨学金が無い場合は、第一種奨学金の奨学生番号を記入して下さい。なお、第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金）の貸与を受けた場合も、第一種奨学金の奨学生番号を記入してください。
- c 他の奨学生番号で、すでに口座振替（リレー口座）に加入済みの場合も、今回給付終了し返還が必要となった奨学金について再度加入手続きをしてください。加入済の口座と今回手続きをする口座の預・貯金者名が同一の場合は、今回の加入口座に統一されます。

（２） 記入方法

「口座振替（リレー口座）加入申込書」の記入例については、7頁を参照してください。

【注意】

- a 記入例を参考にして、黒のボールペンで丁寧に記入して下さい。また、押印漏れのないことを確認してください。
- b 奨学生本人以外の預・貯金口座でも申し込みができます。
- c **共通記入欄は必須項目**です。
記入漏れがあると、個人の特定ができません。「住所」欄には**給付終了後に郵便物が確実に届く住所を必ず記入してください**。住所の記入漏れは通知未着の原因になりますのでご注意ください。
- d 勤務先が決まっている場合は、必ず記入してください。加入手続き後に勤務先が決まった場合は、「転居・改氏名・勤務先（変更）届」（様式は本機構ホームページを参照してください。）により必ず届け出てください。
- e フリガナの姓と名は1字あけ、濁点・半濁点は1字として記入してください。
- f 「口座振替（リレー口座）加入申込書」に記載されている注意事項も併せて参照してください。

〈取扱金融機関〉

ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行（三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行のみ）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会および一部の漁業協同組合

※取り扱っていない金融機関

外国銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、ジャパンネット銀行、じぶん銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行、イオン銀行等）、一部信用組合

【参考】口座振替（リレー口座）加入申込書記入例（ゆうちょ銀行以外の場合）

金融機関の窓口へ「口座振替（リレー口座）加入申込書」を提出して加入手続きを行い、金融機関から、取扱店の受付印が押印された3枚目（様式3の「預・貯金者控」）のみを受け取ってください。

1枚目や2枚目を受け取ってしまうと、口座登録が出来ません。

※「口座振替（リレー口座）加入申込書」の用紙の「貸与」を「給付」と読み替えてください。

共通記入欄は必ず記入してください。

通帳に記載されている口座番号を記入。

金融機関に届け出ている住所を記入。

郵便物が確実に届く住所を記入（郵便番号、アパート・マンション名、部屋番号も正しく記入してください）。※1

電話番号について
固定電話がない場合は、固定電話の欄にも携帯電話の番号を記入。

勤務先について
○勤務（内定）している会社名等を記入し、電話番号は代表番号等を記入。
○進学等で引き続き在学する場合は、「在学」に✓を記入し、勤務先は記入しない。
○勤務先が未定の場合は、「就職活動中または無職」に✓を記入し、勤務先は記入しない。※2

退学等で給付を終了した方は、チェックボックス「□」にチェック（✓）を記入。

様式1 日本学生支援機構奨学金返還 自動払込利用申込書 (金融機関用)

ゆうちょ銀行 御中 (貯金者→ゆうちょ銀行→貯金事務センター)
私は、日本学生支援機構奨学金を私名義の下記口座から自動払込みによって返還したいので申し込みます。
(※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。)

申込先 口座番号 00190-9-579016 申込先 加入者名 日本学生支援機構 払込日 割賦金支払月の27日 (休業日の場合は翌営業日)

種目コード 契約種別コード 記号 (6桁目がある場合は※欄に記入してください) 番号(右つめて記入してください)

フリガナ 氏名 住所 都道府県 郵便番号 携帯番号

金融機関 御中 (預金者→取扱金融機関)
私は、日本学生支援機構奨学金の返還を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたいので、裏面の預金口座振替規定を確認のうえ依頼します。

本機構コード 金融機関コード 店コード 預金種目 割賦金支払月の27日 (休業日の場合は翌営業日)

取扱金融機関名 および支店名 口座番号 (右つめて記入してください)

フリガナ 氏名 住所 都道府県 郵便番号 携帯番号

奨学生番号 518-××-×××××××× 生年月日 昭和××年××月××日

フリガナ 氏名 住所 都道府県 郵便番号 携帯番号

勤務先(内定先) ××商事株式会社 TEL 03-×××××-×××××

学籍番号 1×08×999-2 評定・進学等で貸与終了の場合(3月満期以外)は✓を記入

※金使用用機関欄 (不償還事由) 1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違(店名・預金種目、口座番号、口座名義) 3. 印鑑相違 4. その他()

※金使用用機関欄 (備考) 払込開始月 年 月 日から

二枚目以降訂正印不要

※口座番号・奨学生番号は、正確に記入してください。

奨学生番号の記入例

(例) 518-××-××××××××

奨学生番号	5	1	8	-	×	×	-	×	×	×	×	×	×	×
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二枚目以降の訂正印は不要です。

※1※2 口座加入手続き後に、住所・勤務先情報等に変更があった場合は、スカラネット・パーソナルまたは「転居・改氏名・勤務先(変更)届」(様式は本機構ホームページを参照ください)により必ず届け出てください。

Ⅱ

奨学金の返還

1. 定額返還方式による返還

定額返還方式とは、返還総額に応じて決定された一定の返還月額で返還する返還方式です。返還誓約書提出の際にこの方式を選択した方が対象です。

(1) 割賦方法

月賦返還となります。

(2) 返還期日

給付終了後、本機構が「返還開始の通知」を発送します。その通知発送月の翌月から数えて7か月目の月（4月に通知発送した場合は11月）の27日が初回返還日です。以降、毎月27日に月賦分を振替用口座から引き落とします。なお、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

また、口座未加入の場合も同様に毎月27日が払込期限となります。

(3) 返還期間（回数）

返還回数は、返還総額を下表「奨学金返還年数算出表」に定める「割賦金の基礎額」で割って得た「返還年数」（小数点以下切り捨て）の12倍の回数です。

(例) 返還総額：480,000円の場合

$480,000\text{円} \div 50,000\text{円} = 9.6\text{年} \rightarrow 9\text{年} \times 12 = 108\text{回}$

【奨学金返還年数算出表】

返還総額	割賦金の基礎額	返還総額	割賦金の基礎額
200,000 円以下	30,000円	500,001 円～600,000 円	60,000円
200,001 円～400,000 円	40,000円	600,001 円～700,000 円	70,000円
400,001 円～500,000 円	50,000円	700,001 円～900,000 円	80,000円

(4) 返還月額

約定で決められた毎月返還しなければならない金額(割賦金)です(以下、「返還月額」という)。

返還総額を返還回数で割った額が返還月額になります。なお、端数分は最終月でまとめて返還となります。

(例) 返還総額480,000円、11月返還開始の場合の返還月額

返還月 割賦方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		最終月
月 賦	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444	4,444		4,492

(5) 返還方式の変更

定額返還方式から所得連動返還方式への変更をすることが可能です。

所得連動返還方式への変更を希望する場合は、以下の書類を本機構が指定する宛先に簡易書留で提出してください。(簡易書留に係る郵便料金は奨学生本人の負担となります)。

[提出書類]

- a 「第一種奨学金返還方式変更届(返還者用)」(未成年の場合、親権者の署名・押印が必要)
- b 「マイナンバー提出書」
- c 番号確認書類(「個人番号カード」等のコピー)
- d 身元確認書類(運転免許証、学生証等のコピー)

所得連動返還方式にかかる申請書類については、奨学金相談センターにお問い合わせください。

※所得連動返還方式の返還月額、本機構ホームページ「奨学金貸与・返還シミュレーション」で試算できます。

【注意】延滞している場合や口座未加入の場合は、返還方式の変更はできません。

2. 所得連動返還方式による返還

所得連動返還方式とは、前年の課税対象所得(課税総所得金額)に応じて返還月額が決まる返還方式です。返還誓約書提出の際にこの方式を選択した方が対象です。

所得に応じた返還月額となるため、所得が少ない場合は返還月額も少なくなります。一方、所得が多い場合は返還月額も多くなります。

所得が一定程度となるまでの間は、定額返還方式よりも返還月額が少なくなりますが、所得が一定程度を超えると定額返還方式よりも返還月額が多くなります。なお、返還が必要な総額は定額返還方式と変わりません。

なお、所得連動返還方式を選択する場合は、個人番号(マイナンバー)の提出が必要となります。個人番号(マイナンバー)提出用の用紙は、返還誓約書でこの方式を選択した方へ対して、後日お送りします。

(1) 割賦方法

月賦返還となります。

(2) 返還期日

給付終了後、本機構から「返還開始の通知」を発送します。その通知発送月の翌月から数えて7か月目の月(4月に通知発送した場合は11月)の27日が初回返還日です。以降、毎月27日に月賦分を振替用口座から引き落とします。なお、27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

また、口座未加入の場合も毎月27日が払込期限になります。

(3) 返還月額

「返還月額」とは、奨学金の返還にあたり約定で決められた毎月返還しなければならない金額（割賦金）です。

毎年前年の課税対象所得に応じて、10月から翌年9月までの返還月額が決まります。

なお、返還月額の最低金額は2,000円となります。

①返還初年度※返還月額の半分			①返還2年目（以降）	
10月	9月	10月	9月	

① 返還初年度（返還開始から最初の9月まで）の返還月額

原則として、定額返還方式により算出した返還月額の半額（1円未満の端数は切り捨て）となります。ただし、返還月額の半額が2,000円未満の場合、返還月額は最低金額の2,000円となります。なお、定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は、最低月額2,000円での返還が可能です。

※返還開始が11月以降でも、返還初年度の返還月額の終期は9月となり、10月に見直しを行います。

② 返還月額の見直し（返還開始翌月以降の10月）後の返還月額

ア 返還月額の見直し時期

最初の返還月額の見直しを返還開始翌月以降の10月に行い、その月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還となります。初回の返還月額の見直し以降は、前年の課税対象所得が確定する6月以降に、本機構が個人番号（マイナンバー）を利用して取得した前年の課税対象所得で返還月額を算出し、10月から翌年9月まで算出された返還月額で返還します。課税対象所得に応じた返還月額での返還が困難な場合は、返還期限猶予を願い出ることが出来ます。（17頁～18頁参照）。

返還者が被扶養者（12頁参照）の場合は、返還者と扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します。そのため、扶養者の個人番号（マイナンバー）の提出が必要です。なお、個人番号（マイナンバー）が利用できない場合は、本機構から課税証明書等の提出を求める場合があります。

[初回の返還月額見直しの時期の例]

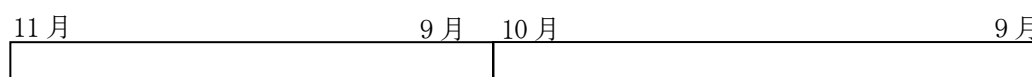
- ・2019年2月に返還開始通知発送⇒2019年9月から返還開始、2019年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

①返還初年度		①返還2年目（以降）	
9月	10月	9月	

- ・ 2019年4月に返還開始通知発送⇒2019年11月から返還開始, 2020年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

①返還初年度

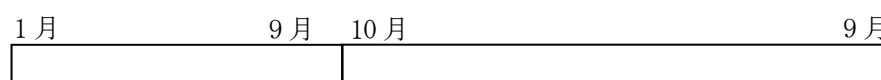
①返還2年目 (以降)



- ・ 2019年6月に返還開始通知発送⇒2020年1月から返還開始, 2020年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

①返還初年度

①返還2年目 (以降)



イ 返還月額の算定

前年の課税対象所得に9%をかけた額が翌年10月から9月までの返還総額となり, それを12で割った額 (1円未満の端数は切り捨て) が返還月額になります。ただし, その額が2,000円未満となる場合は2,000円が返還月額となります。

【注意】

返還月額の最低金額は2,000円です。前年の収入・所得が0円の場合でも, 返還月額は0円になりません。

【初回の見直し以降の返還月額の算出方法】

〈課税対象所得に応じた返還月額〉

- ・ 年収200万円 (課税対象所得 62万円) ⇒返還月額 約 4,700円
- ・ 年収300万円 (課税対象所得 119万円) ⇒返還月額 約 8,900円
- ・ 年収400万円 (課税対象所得 179万円) ⇒返還月額 約13,500円

③ 最終返還月額

返還の最終年度において, 返還月額を算出した余りの金額は最終の返還月額に加えるものとします。ただし, 余りの金額が100円以上であるときは, 返還回数を一回増やし, 余りの金額を最終の返還月額とします。

(4) 返還が困難な場合

返還が困難な場合は, 以下の制度を願い出ることができます。

① 返還初年度における最低返還月額

返還初年度における定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は, 返還初年度においてのみ願い出により最低返還月額2,000円での返還することができます。この場合, 証明書類等は不要です。申請書類の提出及び手続の詳細については, 奨学金相談センターにお問い合わせください。

② 返還期限猶予 (17頁～18頁)

返還が困難な場合は, 返還期限猶予を願い出ることができます。

【注意】

所得連動返還方式では課税対象所得に応じて返還月額が設定されるため、減額返還制度の適用はありません。（16頁～17頁）

また、延滞している方、口座未加入の方、または返還初年度にあたる期間を猶予した方は、最低月額 2,000 円による返還の申請はできません。

（５） 被扶養者（※）となった場合

返還中に返還者が被扶養者となった場合または被扶養者である場合は、返還者と扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します。扶養者の「マイナンバー提出書」と「個人番号カード」等のコピーを同封して、本機構指定の宛先に簡易書留により提出する必要があります（簡易書留に係る郵便料金は奨学生本人の負担となります）。詳細は本機構ホームページ等でお知らせします。

※地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者及び同項第 9 号に規定する扶養親族をいう。

【注意】

以下の場合、所得連動返還方式を選択していても、定額返還方式により算出した返還月額での返還となります。

- a マイナンバー提出書等、本機構が定める書類を提出しなかった場合
- b 海外長期滞在等により、本機構が課税対象所得を把握できなかった場合
- c 課税証明書等の提出を求められたにもかかわらず、本機構の定める期限までに提出しなかった場合
- d 被扶養者となった際に、返還者と扶養者の課税対象所得の合計を元に算出した返還月額が定額返還方式により算出した返還月額を超える場合

以下の場合、届出が必要になります。

○住所・電話番号等に変更があった場合

○返還金を引き落とすための振替用口座を変更する場合

1. 住所・電話番号等の変更

住所・姓（名字）・勤務先・電話番号等に変更があった場合は、速やかにスカラネット・パーソナルで届け出てください。

届出がない場合、本機構からの重要な通知が届かなくなり、大変不利益なことも生じます。

また、転居の場合は本機構に届け出るとともに、必ず郵便局に転居届を提出してください。

なお、貸与中（まだ、在学中で奨学金の振込みが終了していない）の奨学金がある場合は下記による届出ではなく、在学している学校に申し出てください。

スカラネット・パーソナルが利用できない場合は、郵送・FAXで「転居・改氏名・勤務先（変更）届」を提出してください。

また、電話でも受け付けます。詳細は本機構ホームページを参照してください。

【注意】

- a 改姓等による口座名義の変更は「転居・改氏名・勤務先（変更）届」ではできません。別途金融機関に名義変更を届出のうえ、奨学金相談センターまたは本機構へ、郵送・FAXで連絡してください。
- b 本機構に届け出た個人番号（マイナンバー）が変更となった場合は、手続用紙をお送りしますので奨学金相談センターへ電話してください。
- c 改名（改姓を除く）の場合、その事実のわかる証明書（新旧氏名のわかる公的証明）を「転居・改氏名・勤務先（変更）届」（本機構ホームページを参照）に添付して提出してください。

2. 振替用口座（リレー口座）の変更

金融機関、口座番号を変更する場合は、改めて加入手続きを行ってください。

手続きは、郵送で手続きを行う方法と金融機関の窓口で行う方法の2種類があります。申込用紙は本機構ホームページから請求または印刷してください。本機構ホームページからの請求が困難な場合は、奨学金相談センターに電話で請求するか、本機構宛に郵送・FAXで請求してください。

なお、新口座への変更は、金融機関での手続き後1～2か月程度かかります。変更後は、新口座からの振替日を「振替開始のお知らせ」で通知します。新口座からの振替が開始されるまでは、旧口座からの振替になりますので解約しないでください。

【注意】

奨学生番号が2つ以上あり、同一の預・貯金者名で複数の口座や、預・貯金者名の異なる口座からの返還を希望する場合は、奨学金相談センターまでお問い合わせください。

大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程（※）に在学している場合、在学している期間（最短の卒業・修了予定年月まで）は願い出により返還期限が猶予することができます。「在学届」を在学している学校に提出してください。ただし返還中の場合、在学猶予が承認されるまでは、引き続き請求・督促が行われます。口座振替請求および本人への請求行為は停止できません。なお、在学猶予後は在学期間終了の翌月から数えて7か月目の27日が振替日（返還開始）となります。

※ 専門課程、または修業年限が2年以上の高等課程に在学している場合で、次の分野・学科に在学中の場合が対象となります。

なお、在学猶予の対象となる分野・学科に該当するかは、在学中の専修学校の奨学金担当窓口で確認してください。

〔在学猶予が認められる各分野と学科〕

- a 工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係もしくは商業実務関係の分野に属する学科
- b 服飾、デザイン、写真、外国語、音楽もしくは美術に関する学科

1. 入学した場合

入学した学校の奨学金担当窓口にて在学届を速やかに提出してください。

【注意】

- a 大学・短期大学・専修学校の通信教育課程、または放送大学の全科履修生として在学している場合は、1年ごとに「在学届」を提出してください。
- b 外国の大学などに留学した場合は、「在学届」ではなく「奨学金返還期限猶予願」と「在学証明書のコピー」（日本語訳を添付）およびビザのコピーを1年ごとに提出してください。
なお、日本の大学（院）に在籍しながら外国の大学などに留学する場合は、日本の大学（院）への「在学届」の提出により在学猶予されます。
- c 以下の場合には在学猶予の対象となりません。返還期限猶予（17頁～18頁参照）をお願いしてください。
 - ・聴講生、研究生、選科履修生、科目履修生等の場合
 - ・外国留学のうち、大学、大学院以外の語学学校等で在学期間9か月未満の学校に在籍する場合

2. 留年により卒業期が延期された場合

1年ごとに在学届を提出してください。

3. 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなる場合

在学猶予を受ける資格がなくなりますので、必ず在学中に、学校の奨学金担当窓口「在学猶予期間短縮願」を提出してください。「在学届」で提出する場合は、在学期間短縮欄のチェックボックス（□）にチェック（✓）し、学校に提出してください。様式は本機構ホームページを参照してください。

この手続きにより、届出済みの在学期間が短くなります。在学猶予期間短縮後は在学期間終了の翌月から数えて7か月目の27日が振替日（返還開始）となります。

V

返還が困難になった場合 (救済制度)

○経済困難、失業、傷病、災害など返還できない事情が生じた場合、返還月額の減額または返還期限の猶予といった救済制度があります。

○返還総額は、減額返還制度、返還期限猶予制度ともに変わりません。

1. 減額返還（返還月額を減額すれば返還できる場合）

事情により当初の約束どおりの返還月額での返還は困難であるが、返還月額を減額すれば返還できる場合、当初の返還月額を1/2もしくは1/3に減額して、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還することを願い出ることができます（1/2に減額した場合は6か月分の返還月額を12か月で、1/3に減額した場合は4か月分の返還月額を12か月で返還します）。

1年ごとに願い出て、最長15年（180か月）まで適用可能です。

「奨学金減額返還願」、証明書、「チェックシート」およびマイナンバー関係書類（様式は本機構ホームページを参照してください。）を調べて、希望月の前々月末日までに、本機構に願い出てください。

なお、返還開始より1年以内（在学猶予終了の翌年に当年度の証明書が発行されるまで）の初回申請時に限り、証明書の提出は不要です。

- ① 返還予定総額は変更されません。
- ② 延滞になる前に速やかに提出をお願いします。希望月の前々月末日までに願い出てください。
- ③ 「奨学金減額返還願」において、減額返還方法（通常返還月額を1/2に減額する方法または1/3に減額する方法）と減額返還の適用期間（1回の願い出で最長12か月）を選択してください。
- ④ 「奨学金減額返還願」や証明書等に不備がある場合は返送します。
- ⑤ 減額返還の願い出には直近の証明書が必要なため、希望する月の4か月以上前に提出があった場合は返送となります（例えば希望する減額返還の開始月が11月の場合、9月頃にご提出ください）。
- ⑥ 審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き当初の約束どおりの返還月額の請求・督促が行われます。
- ⑦ 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準

給与所得者	年間収入金額（税込み）325万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）225万円以下

ただし、上記の収入（所得）基準額を超える場合でも、18頁の〔控除項目〕に該当し、控除後の金額が収入（所得）基準額以下となる場合は、減額返還を願い出ることができます（控除の条件や金額等の詳細は本機構ホームページで確認してください）。

- ⑧ 証明書等については、本機構ホームページなどを参照してください。

- ⑨ 減額返還中でも、当初の約束どおりの返還月額での返還に戻すことができます。当初の約束どおりの返還月額での返還再開を希望する月の前月末日までに「奨学金減額返還短縮願」（様式は本機構ホームページを参照してください。）を本機構に提出してください。
- ⑩ 減額返還の願い出にあたって、マイナンバーを提出する必要があります（既に本機構にマイナンバーを提出済みの方は、再度提出する必要はありません）

【注意】

- a 「所得連動返還方式」の返還方法を選択している方は、対象になりません。
- b 延滞している場合は対象になりません。願い出時点から審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です（延滞している場合、延滞を解消することにより願い出が可能になります）。
- c 返還方法は、口座振替による月賦返還に限ります。
- d 減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用が取り消しになります。
- e 「返還誓約書」の提出がない場合は対象になりません。
- f 給付奨学金の返還の場合、減額返還申請時にも「個人情報情報の取扱いに関する同意書」の提出は必要ありません。

2. 返還期限猶予

経済困難等の事情により返還が困難になった場合、返還期限の猶予を願い出ることができます。「奨学金返還期限猶予願」、「証明書」、「チェックシート」およびマイナンバー関係書類（様式は本機構ホームページを参照してください）を調べて、希望月の前々月末日までに本機構に願い出てください。

- ① 返還が困難になった場合は、速やかに提出してください。
- ② 在学期間終了後の翌年の6月までに無職・未就職、低収入により返還期限猶予を願い出の場合は、「新卒（退学）および在学猶予切れの場合の無職・未就職、低収入」の事由となります。
- ③ 猶予申請事由が継続している間は、返還期限の猶予を願い出ることが出来ます。ただし、災害の原因が同一で災害を事由として猶予申請する場合は、災害発生から原則5年が限度になります。
- ④ 1年ごとに願い出てください（大学校在学、海外派遣については複数年願出が可能です）。
- ⑤ 返還期限猶予の願出には直近の証明書の添付が必要なため、希望する月の4か月以上前に提出があった場合は返送となります（希望する猶予の開始月が11月の場合、8月～9月頃提出してください）。
- ⑥ 審査があり、審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き当初の約束どおりの返還月額の請求・督促が行われます。口座振替請求および本人への請求行為は停止できません。
- ⑦ 審査の結果、承認されない場合もあります。その場合は返還していただくことになります。
- ⑧ 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準

給与所得者	年間収入金額（税込み）300万円以下
給与所得以外の所得を含む場合	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

ただし、上記の収入（所得）基準額を超える場合でも、下記の〔控除項目〕に該当し、控除後の金額が収入（所得）基準額以下となる場合は、返還期限猶予を願い出ることができます（控除の条件や金額等の詳細、提出書類は本機構ホームページで確認してください）。

- ⑨ 「奨学金返還期限猶予願」や証明書に不備がある場合は返送します。
- ⑩ 証明書等については、本機構ホームページ等を参照してください。
- ⑪ 返還期限の猶予期間中でも猶予期間を短縮して返還を再開することができます。再開を希望する月の前月末日までに「奨学金返還期限猶予短縮願」（様式は本機構ホームページを参照してください。）を本機構へ提出してください。
- ⑫ 延滞者であっても、延滞開始年月からの猶予事由に合った証明書が提出できる場合は猶予を願い出ることができます。延滞開始月からの猶予を願い出ることができない場合でも、傷病、生活保護受給中等、真に返還が困難な場合は、延滞分を据え置いて返還期限猶予を適用できる場合があります。
- ⑬ 返還期限猶予の願い出にあたって、マイナンバーを提出する必要があります（既に本機構にマイナンバーを提出済みの方は、再度提出する必要はありません）。

減額返還、返還期限猶予における共通注意事項

〔主な返送理由〕

- a 正しい証明書が添付されていない。
- b 願出用紙に押印漏れ、または〔事情〕・〔今後の返還見通し〕などに記入漏れがある。
- c 審査の時点で延滞している（減額返還の場合）。
- d 「返還誓約書」が提出されていない。

〔控除項目〕

- a 奨学生本人の被扶養者にかかる控除
- b 奨学生本人の被扶養者でない、親への援助
- c 奨学生本人の被扶養者でない、他の親族（2親等以内で配偶者・子を除く）への援助
- d 奨学生本人にかかる医療費
- e 奨学生本人の被扶養者にかかる医療費補助
- f （「災害」事由に限る）住宅取得経費、自宅修理費、車・家財購入経費

「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」の様式、必要な証明書等は本機構ホームページで確認し、願出用紙をダウンロードして使用してください。なお、「貸与」を「給付」と読み替えてください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/index.html>

返還期限猶予制度は、返還が困難な状況において返還を先延ばしにすることができますが、将来へ返還の負担を残すことになります。

将来の負担を少しでも軽くするために、無理のない限り、当初の返還額を減額して返還する**減額返還制度**を利用することをお勧めします。

次の場合、願い出により返還を免除することがあります。願出用紙は返還免除課（23頁参照）に請求してください。願い出を受付後、審査し、結果を通知します。

○奨学生本人が亡くなった場合

○奨学生本人が精神または身体の障害により返還できなくなった場合

1. 死亡による免除

死亡により返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- ① 「給付奨学金奨学金返還免除願」（相続人の署名）
- ② 本人死亡の事実が記載された戸籍抄本、個人事項証明書または住民票等の公的証明書
（個人番号（マイナンバー）を機構へ提出している方は不要）

2. 精神または身体の障害による免除

精神または身体の障害により労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し、返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- ① 「給付奨学金奨学金返還免除願」（本人署名）
- ② 返還することができなくなった事情を証明する書類（収入に関する証明書類。収入が一定額以上の場合、証明書類に加え、返還できない状況であることを証明する書類）
- ③ 医師または歯科医師の診断書（機構所定の用紙）

【注意】

上記1. 2. とともに延滞している場合は返還免除の対象になりません（1. は死亡時点、2. は審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です）。

1. 督促

奨学金の返還を延滞した場合、本機構または本機構が委託した債権回収会社等から以下の措置がとられます。

① 文書

本人または預貯金者宛に「振替不能通知」を送付します。住所等に変更があれば速やかに届け出てください。

② 電話

本人に対して、通知と同時に電話でも督促を行います。

ただし、電話対応いただいた方が本人であることの確認が出来るまでは、個人情報保護の観点から、連絡の目的等をご説明できない場合があります。

③ 自宅への訪問

自宅へ訪問し、督促や返還期限猶予制度等の案内を行います。

※その場で直接現金を徴収することはありません。

2. 法的処理

延滞が続くと、次のような民事訴訟法に基づく法的措置（②～④）を執ります。

① 支払督促申立予告

延滞し、督促しても返還しない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の一括返還を請求すると共に、支払督促を申し立てることを予告をします。

② 支払督促申立

支払督促申立予告で支払いを求めた返還期限を過ぎてもなお返還しない場合は、裁判所に支払督促の申立をします。

③ 仮執行宣言付支払督促申立

支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。

④ 強制執行

仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、強制執行の手続きを執ります。

【注意】

- a 支払督促以降の手続きにかかった費用は、返還者の負担になります。
- b 返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し次に元金の順になります。

1. 繰上返還

全額または一部を繰り上げて返還することができます。希望するときは、奨学金相談センターへの電話連絡、または「繰上返還申込書」を郵送・FAXにて本機構に提出してください。

申込方法の詳細は、下記＜奨学金の繰上返還の申込方法＞の表を参照してください。

一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。

翌月からの返還は通常どおりとなります。

申込方法の詳細は、下記＜奨学金の繰上返還の申込方法＞を参照してください。

＜奨学金の繰上返還の申込方法＞

申込方法	申込先	申込期限	繰上返還の明細
電話（ナビダイヤル）	奨学金相談センター 0570-666-301	繰上返還を希望する月の前月	振替月の中旬頃「繰上返還通知」でお知らせします。 ※届かない場合は、奨学金相談センターにお問い合わせください。
郵送・FAX（「繰上返還申込書」での申し込み）	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 日本学生支援機構 基盤業務課 FAX：03-6743-6683 （繰上返還申込書に必要事項を記入のうえ提出してください）	繰上返還を希望する月の1か月前に締切（締切前3か月間が申込期間）	

2. 返還金の充当順位

督促費用があるときは、まずは督促費用に充当し、次に元金の順に充当します。

3. 振替案内

原則として、毎年1回、返還残額と次回振替額等を記した「振替案内」を、本機構に登録された住所に送付します。

4. 返還完了のお知らせ

返還が完了したときは「返還完了証」を本人宛に送付します。

5. 外国に在留している期間の返還

外国に在留している期間の返還についても口座振替（リレー口座）で行います。外国に転居する前に住所変更の手続き（国内の連絡先を指定）をし、本機構が指定する日本国内の取扱金融機関で口座振替（リレー口座）の加入手続きをして、振替ができるようにしておいてください。その後は、定期的に口座の残高を確認し、残高不足にならないようにしてください。これらの方法がどうしてもとれない場合は、本機構指定の口座（下記参照）に送金してください。

ただし、外国からの送金は、手続きが複雑なうえ送金手数料（本人負担）も必要であり、本機構の口座へ入金されるまでには口座振替の場合より多くの日数がかかりますのでご注意ください。

（１） 外国送金の留意点

- ① 送金手数料、関係する銀行手数料等はすべて本人の負担となります。送金額に日本国内で要する手数料を加算し、送金してください。
- ② 振込等に際しては、住所・氏名の他に奨学生番号を参照記号（reference）として、通信欄（message）に必ず記入してください。奨学生番号と氏名が確認できないと、送金されても返還金として入金処理ができません。
- ③ 通貨は〈円建送金〉と指定してください。〈円〉以外の通貨では、為替レートの変動により過不足が生じることがありますので、ご注意ください。
- ④ 入金年月日は、送金日ではなく機構の口座に入金された日付となります。

（２） 外国から送金する場合の金融機関

- ① 銀行の振込送金（この方法が最も確実です）

下記の口座は、外国送金受入れ口座なので、日本国内からの送金はいしないでください。

受取人名	預金種目	振込先銀行（口座番号）
JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION 10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN ※送金時の受取人名は上記のとおり記入してください。	普通預金	三菱UFJ銀行 本店（7640389） （MUFG Bank, Ltd.） Swift Code：BOTK JPJT 〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1 TEL：03-3240-1111 三井住友銀行 東京公務部（0126843） （Sumitomo Mitsui Banking Corporation） Swift Code：SMBC JPJT 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-12 TEL：03-3591-2021

- ② 国際郵便為替による送金（取り扱わない国もあります）

現地の郵便局で下記の宛先の国際郵便為替を作成し、奨学生番号を通信欄または氏名欄に記入して送金してください（円建送金ができない国もあります）。

所在地	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 (10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN)
名 称	日本学生支援機構（JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION）

各種願・届・文書の提出先

返還に関する諸用紙	提出先
転居・改氏名・勤務先(変更)届 繰上返還申込書	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 ＜FAX＞ 03-6743-6683
在学期間短縮届 ＜学校を通じて提出できない場合＞	独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業支援部 基盤業務課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 ＜FAX＞ 不可
奨学金返還期間変更願	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 ＜FAX＞ 不可
在学届 在学届(在学期間短縮) ＜学校を通じて提出する場合＞	在学している学校に提出して、学校の指示に従ってください。
奨学金減額返還願 奨学金返還期限猶予願 奨学金減額返還短縮願 奨学金返還期限猶予短縮願	〒119-0385 独立行政法人日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 (上記提出先は2021年3月31日まで。2021年4月1日以降の提出先は 本機構ホームページ(下記参照)で確認してください。) ＜FAX＞ 不可
返還に関するその他の書類	独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 ＜FAX＞ 03-6743-6676

免除に関する諸用紙	提出先・請求先
死亡または精神もしくは身体の障害による返還免除について	独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 返還免除課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 ＜FAX＞ 03-6743-6675

口座加入・変更に関する用紙	提出先・請求先
口座振替(リレー口座)加入申込書	【窓口用:提出先】 各金融機関 【郵送用:提出先】 口座振替担当窓口(詳細はホームページ参照) https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/furikae/kozahenko.html ※ホームページ以外からの請求先 ＜電話＞0570-666-301 奨学金相談センター ＜郵送＞独立行政法人日本学生支援機構 返還部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 ＜FAX＞03-6743-6676 返還促進課

様式は本機構HPに掲載しております。願出の際には、最新の様式を確認のうえご利用ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/todokede/index.html>

なお、各種届出用紙の「貸与」を「給付」と読み替えてください。

奨学金 願出

検索

【用語集】

用語	説明
【 あ 行 】	
一部（全額）免除 ＜いちぶ（ぜんがく）めんじょ＞	返還者本人が死亡又は心身障害の状態となり、仕事をするができなくなったために、奨学金を返還することが出来なくなったと認められるとき、願い出によって、それ以降に返還が必要となる金額のうち一部（または全額）の返還を免除すること。
延滞 ＜えんたい＞	定められた返還期日までに返還が行われないこと。
【 か 行 】	
割賦 ＜かつぷ＞	代金を何回かに分けて払うこと。 月ごとの割賦金を「月賦くげつぷ」という。
繰上返還 ＜くりあげへんかんせいど＞	将来返還する金額を先に（繰上げて）返還すること。
減額返還制度 ＜げんがくへんかん＞	返還月額を一定期間減額する制度。減額された期間に応じた分の返還期間が延長される。
【 さ 行 】	
在学猶予 ＜ざいがくゆうよ＞	奨学金の給付終了後も、返還者が学校（在学猶予対象校）に引き続き在学している場合、所定の手続を行うことで適用される返還期限猶予のこと。
債権 ＜さいけん＞	貸した者（債権者）が借りた者（債務者）に対して返還を要求する権利のこと。
債権回収会社 ＜さいけんかいしゅうがいしゃ＞	債権回収（貸したお金を返してもらえよう債務者に働きかけること）を専門に行う民間の会社のこと。
奨学生番号 ＜しょうがくせいばんごう＞	奨学生に付与されている固有の番号のこと。 給付された奨学金の債権ごとに1つの番号が付与される。
スカラネット・パーソナル	インターネットを利用して、返還中の奨学金に関する情報の閲覧や、返還中の各種届出や繰上返還の申出等ができる情報システムのこと。
充当 ＜じゅうとう＞	同一の債権者が2つ以上の債権を負担している場合で、債権者の弁済が全ての債務を消滅させるに十分でないとき、どの債務の弁済にあてるかを定めること。
【 た 行 】	
督促 ＜とくそく＞	約束の履行等を促すこと。 奨学金の返還においては、延滞が続いているにも関わらず、返還または猶予等の手続が行われない場合、奨学生本人に対し、返還に協力いただくよう電話や通知により督促を行うことがある。
【 は 行 】	
被扶養者 ＜ひふようしゃ＞	独立して生計を営まない者として、他者の援助（扶養）を受けている者のこと。
返還期限猶予 ＜へんかんきげんゆうよ＞	奨学金の返還が困難な場合に、返還の期限を先送り（猶予）すること。 猶予の種類には在学猶予と一般猶予（疾病、失業等の理由）がある。
返還期日 ＜へんかんきじつ＞	奨学金の返還をする毎月の期日のこと。
返還期間（回数） ＜へんかんきかん（かいすう）＞	返還をする期間及び回数のこと。

[illegible]

電話による相談・届出先

日本学生支援機構 奨学金相談センター

0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (祝日・年末年始を除く)

※個人情報保護に関する取扱いに基づき、本人確認をさせていただいております。

※お問い合わせの際には、奨学生番号が必要です。

※奨学生本人からお問い合わせください (本人以外の方からのお問い合わせにはお答えできない場合があります)。

変更・届出項目		必要手続	提出方法
本人	引っ越しました	転居届→13 頁	郵便 FAX 電話
	電話番号 (自宅・携帯等) が変わりました	転居届→13 頁	
	氏名が変わりました	改氏名届→13 頁	
	就職しました/勤務先が変わりました	勤務先 (変更) 届→13 頁	
返還手続	返還が滞りそうです (病気, 災害, 経済的事情等で)	奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願→ 16 頁～18 頁	郵便 ※願出+必要書類+マイナンバー関係書類
	繰上返還したい	繰上返還申込書→21 頁	郵便 FAX 電話
	振替用の口座を変更したい	振替用口座の変更→13 頁	郵便 金融機関窓口
	進学 (留年) しました	在学届→14 頁～15 頁	在学している学校
返還明細	自分の返還残額を知りたい	電話	
	自分の金融機関情報を知りたい	電話	

<https://www.jasso.go.jp/>

制度や様式の改正, 手続きの説明, よくある質問 (Q&A) について掲載しています。
各種届出用紙もダウンロードできます。